

(別紙)

根拠法令条項

- ・ 農業信用保証保険法第 17 条第 3 項及び第 42 条第 5 項
- ・ 中小漁業融資保証法第 13 条第 3 項及び第 33 条第 4 項
- ・ 金融商品取引法第 34 条の 2 第 4 項及び第 12 項
- ・ 農林中央金庫法第 11 条第 4 項及び第 19 条の 2 第 3 項第 2 号
- ・ 農林中央金庫法施行令第 3 条第 1 項及び第 4 条第 1 項
- ・ 民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律
第 3 条第 1 項、第 4 条第 1 項及び第 6 条第 1 項